

令和3年度事業計画

少子高齢化の進展、疾病構造の変化、社会構造の複雑化等に対応し、県民一人ひとりが満足できる生涯をおくる上で欠かすことの出来ない健康づくりへの取り組みにおいて、疾病予防や早期発見の役割を担う当会の使命はますます重要なものとなっている。

当会は昭和15年設立以来の、長年培った技術と健診実績を踏まえて、県民の健康増進に一層寄与できるよう、結核（感染症）をはじめとする呼吸器疾患や生活習慣病等の予防の為に健康診断や早期発見のための普及啓発など、県民一人ひとりが満足できる生涯をおくる上で不可欠な健康づくりへの取り組みを、総合的、計画的に事業展開する。

健診事業については、県民の健康管理及び健康増進を目指し、結核を中心とする疾病の予防を図るため、感染症法、学校保健安全法、健康増進法、労働安全衛生法及び高齢者の医療の確保に関する法律などに基づき、事業所従業員、地域住民及び児童・生徒等を対象に、定期健康診断の他、生活習慣病予防健診、特定健診などを、検診車による巡回健康診断や診療所所内健診として、県内各地に所在する市町、事業所及び学校他を対象に総合的に実施する。

普及啓発事業については、県内行政機関、静岡県結核予防婦人会等との連携のもとに、結核予防週間及び複十字シール運動等の啓発キャンペーン事業を展開する他、広報誌「結核しずおか」作成や、結核予防に関する各種機関誌、ポスター、パンフレット等の関係機関への配布並びに出版物の頒布及びパネルの貸出し、講演会、研修会等の開催参画などを通して、結核予防思想の普及向上に努める。

これらの業務運営・執行に当たり、引続き以下の重点方針を掲げる。

1. 健診サービスの質の向上を図るために、受診しやすい環境の設定、健診業務の精度管理の向上のための取り組みや、個人情報保護対策等、情報セキュリティと受診者のプライバシー保護の徹底を図る。
2. 職員の能力を最大限に発揮できるよう、時代に即した人材確保と人材育成に努める。
3. 顧客サービスの向上や業務改善に反映するために、職員の自由な提案を募り、これを積極的に採用する「職員提案制度」を実施する。
4. 管理職による経営管理会議や課長会議を開催し、健診事業の課題や経営課題等を定期的に精査し、課題の解決策や効率的な事業推進方策などに取り組み、経営基盤の強化を図る。

I 健康診断事業の実施

結核を中心とする呼吸器疾患及び生活習慣病予防のため健康診断事業として、県内各地を胸部検診車・胃部検診車・乳がん検診車・子宮頸がん検診車で巡回し、県民の健康を維持する活動を行う。

区分を住民検診、学校検診、事業所検診、施設・接触者検診に分け健康診断事業に取り組む。

1 住民検診

住民検診は、感染症法・健康増進法・高齢者の医療の確保に関する法律や、「がん検診推進事業」「がん検診受診勧奨事業」により実施される検診を1人でも多くの方に受診していただくため、受診しやすい環境を作ると同時に、市町の担当者や静岡県結核予防婦人会の協力を得て受診勧奨を行い、早期発見に努める。

区 分	3年度計画 (人)	2年度計画 (人)	対前年比 (%)
結核・肺がん検診	56,000	70,000	80.0
肺がん喀痰細胞診検査	1,700	1,800	94.4
胃がん検診	3,800	3,800	100.0
乳がん検診	5,700	5,700	100.0
子宮頸がん検診	2,800	2,800	100.0
大腸がん検診	6,000	6,000	100.0
骨粗しょう症検診	750	750	100.0
計	76,750	90,850	84.5

2 学校検診

学校検診は、学校保健安全法により実施される検診で、県内の公・私立高等学校・特別支援学校・大学・専門学校・小・中学校の検診を行う。

区 分	3年度計画 (人)	2年度計画 (人)	対前年比 (%)
結核検診	43,850	45,350	96.7
計	43,850	45,350	96.7

3 事業所検診

事業所検診は、労働安全衛生法により実施される健診で、県内の事業所の定期健康診断・特殊健診を行う。また、健康保険法により実施される生活習慣病予防健診や、高齢者の医療の確保に関する法律により実施される特定健診も行う。さらに、がん検診（肺がん・胃がん・乳がん・子宮頸がん・大腸がん・前立腺がん）も同時受診を実施し、早期発見に努める。

※結核・肺がん検診・胃がん検診・乳がん検診の人数は定期健康診断からの再掲を含みます。

区 分	3 年度計画 (人)	2 年度計画 (人)	対前年比 (%)
定期健康診断	22,600	22,600	100.0
（定期健康診断内 特定健診）	1,000	1,000	100.0
結核・肺がん検診	33,060	33,060	100.0
胃がん検診	4,700	4,700	100.0
乳がん検診	1,440	1,440	100.0
計	61,800	61,800	100.0

4 施設・接触者検診

施設検診は、リフト付き胸部検診車やポータブル撮影機器を使用し、感染症法により施設の入所者（利用者）を対象に実施される検診と、労働安全衛生法により従業員を対象に実施される健診を行う。

※結核検診の人数は定期健康診断からの再掲を含みます。

接触者検診は、感染症法により実施される検診で、県・政令市と協力して行う。

区 分	3 年度計画 (人)	2 年度計画 (人)	対前年比 (%)
定期健康診断（施設検診）	770	770	100.0
結核検診（施設検診）	2,800	2,800	100.0
結核検診（接触者検診）	200	200	100.0
計	3,770	3,770	100.0

合 計 (1+2+3+4)	186,170	201,770	92.3
---------------	---------	---------	------

5 各検診結果の集計及び統計処理

独自のシステムの運用により、各検診結果の集計及び統計処理を行い、業務

の効率化や精度管理に努める。

Ⅱ 普及啓発事業

1 結核予防週間

(1) 期 間 令和3年9月24日(金)～30日(木)

(2) 啓発内容

① 結核予防キャンペーンの実施

ア 開催日 令和3年9月(結核予防週間中)

イ 場 所 静岡市大型ショッピングセンター施設内(予定)

ウ 実施内容

静岡市、静岡県結核予防婦人会と協力して、結核予防啓発リーフレット・啓発資料を配布するなど結核予防を呼び掛ける。

② 広報資料の配布及び掲示による広報

ア 結核予防等の正しい知識と対策が広く県民に浸透するよう、ポスターの掲示やパンフレットの配布を県・市町に依頼する。

イ バスや電車内のポスター掲示などで結核予防を呼び掛ける。

③ 県内各地での結核予防キャンペーン

浜名湖競艇企業団の協力得て無料検診の結核予防キャンペーンの実施と、静岡県結核予防婦人会各支部の協力を得て、県内各地に出向いて結核予防のパンフレット、ポケットティッシュ等の啓発資材の配布と同時に街頭において募金活動を実施するなど、結核予防思想の普及啓発を図る。

④ 報道機関等を通じた広報

結核予防週間キャンペーン等の実施案内を報道機関へ資料提供するほか、県市町の行政機関の広報誌への掲載を依頼する等広報に努める。

2 普及啓発資料の作成、配布

(1) 広報誌「結核しずおか」の発行

年2回発行し、県民の健康増進に寄与することを目的に結核予防を中心とする知識の普及啓発及び当会事業内容を掲載する。

県、市町、病院等関係機関、事業所、複十字シール募金者等に配布を目的に3,000部を発行する。

(2) 啓発カレンダーの作成、配布

県、市町及び関係機関に配布する。

(3) 結核予防週間ポスター及びパンフレット(公益財団法人結核予防会作成)を県、市町に配布する。

(4) 「複十字」(公益財団法人結核予防会作成)、「健康の輪」(全国結核予防婦人団体連絡協議会作成)の冊子を県、市町及び関係機関に配布する。

(5) 結核予防・啓発用パネル等の貸出し

県、市町及び医療関係機関等に無償で貸し出す。

3 県、市町、各種団体が行う健康まつり等への参加

県、市町、関係団体の各種イベントに参加し、結核、肺がんに加えて、胃がん、乳がん等のパネル等を展示、啓発資料を配布、検診を実施するなど受診勧奨に努める。

4 報道機関等への情報提供

結核予防関係の主要行事、結核予防関係資料等ニュース素材を報道機関に提供、広報活動の充実に努める。

5 ホームページでの情報公開

当会は、公正で開かれた活動を推進及び結核を中心とする疾病の予防思想普及するため、活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開する。

6 講演会の開催

県民の健康増進に携わる県、市町の行政担当者や保健師等に専門家の医療情報を提供し、正しい知識を県民に広めることを支援するため、公益財団法人結核予防会、結核研究所等の医療専門職の方を講師に招き、年1回の講演を開催する。

7 表彰

県内各地域の結核予防事業の一層の推進を図るため、当会が定める表彰推薦基準に基づき県内各保健所長による結核予防功労者(個人)及び結核予防対策推進優良市町(団体)の推薦を受け、結核予防表彰規程に従い、選考委員による公正な選考により、表彰を行う。また、表彰に関する報告は、当会作成広報誌やホームページにて公表する。

8 複十字シール運動

結核予防の普及啓発活動、発展途上国への結核対策支援等の財源を得るために、公益財団法人結核予防会が主催する複十字シールを媒体とした全国一斉の募金活動に協力する。静岡県、市町、静岡県結核予防婦人会と連携し、マスメディア等の媒体を通して結核予防思想の普及啓発に努める。当会は、設立以来70年以上にわたり、県民を対象に募金活動を実施している。

(1) 募金目標額 5,200 千円 (組織募金 4,100 千円 郵送募金 1,100 千円)

(2) 運動期間 令和3年8月1日から12月31日まで

(3) 運動方法

① 組織募金

従来どおり、静岡県結核予防婦人会の各支部に対して、それぞれの実情に即した方法で募金活動を依頼する。また、募金活動資金として募金額により定めた額を還元する。

② 郵送募金

郵送により個人、寺院、神社、事業所、各種団体に募金をお願いする。

③ その他

募金箱を年間設置し、募金をお願いする。次の施設において、イベントに合わせて普及啓発活動を行う。

ア 秩父宮記念公園	(御殿場市)
イ 富士山こどもの国	(富士市)
ウ 静岡市ふれあい健康増進館「ゆらら」	(静岡市)
エ 富士山静岡空港	(牧之原市)
オ 静岡市北部勤労者福祉センター	(静岡市)

9 予防資材取扱事業

公益財団法人結核予防会が出版している一般向けのパンフレットや医師、保健師、看護師、行政事務職向けの専門書を販売し、結核に関する知識の普及啓発に努める。また、研修会や会議等で広く出版案内を行う。

- ・「結核の統計」
- ・「結核？！でもきっと大丈夫」等

III 関係機関との連携

結核予防活動を行っている静岡県結核予防婦人会の次の事業に対し、全面的に協力、支援を行う。

- ① 静岡県結核予防婦人会総会、会議等
- ② 結核予防リーダー研修会
- ③ 結核予防婦人団体中央講習会

IV 施設、設備の整備

建物の更新は実施計画書に基づき、令和3年10月に完成予定。その後、現建物を解体し、その土地に車庫を建設する。

検診事業のデジタル化への対応については、引き続き計画的な整備を進めて

行く。公益財団法人日本財団が実施する令和３年度助成金制度の補助を受け、胸部レントゲン車１台を整備する。

V 諸会議等の開催

1 理事会・評議員会

理事会・評議員会は、事業計画、予算、決算等、定款に基づく事項を審議し、議決又は承認する。

2 経営管理会議等

各種事業の推進状況及び経営状態の現状を把握精査し、新規事業の開拓や効率的な事業推進方策を検討し、安定した運営に資するため、当会の課長以上の職員で構成する経営管理会議等を開催する。

3 ブロック会議、連絡会議

- (1) 令和３年度東海北陸ブロック会議(静岡県で開催予定)
- (2) 令和３年度結核予防会全国支部事務連絡会議(東京都で開催)

4 結核予防全国大会

第73回は熊本県で開催予定

5 職員の研修

- (1) 公益財団法人結核予防会主催の研修会へ参加
 - ① 公益財団法人結核研究所が行う各種研修及びセミナーへ参加
 - ② 結核予防会事業協議会研修会へ参加
 - ③ 結核予防会全国支部事務局長研修会へ参加
- (2) 学会、各種団体主催の研修会、講習会へ参加
学会、各種団体が行う研修会、講習会に積極的に参加し、知識、精度並びに技術の向上等を図る。(胸部画像精度管理研究会、静岡県放射線技師学術大会及び講演会等)
- (3) 静岡県結核予防婦人会主催の研修会支援
静岡県結核予防リーダー研修会(静岡県からの委託事業)の後援を行い職員も研修会に参加する。
- (4) 職員の知識・技術向上のための研修会の開催

VI 公益財団法人としての運営

新制度の下、自己責任運営が求められることから、今後も、ガバナンス、法令、定款、諸規定の遵守、加えて透明性の高い経営を心掛けるということが基本的な心構えとして要請されるため、次世代に継承する力を付け、公益財団として使命を果たし、県民から大きな信頼を得る法人に努める。